

# 戦没者等のご遺族の皆様へ

第九回特別弔慰金の  
請求期限が近づいています。

平成24年4月2日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第九回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

## 支給対象となる方

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方が亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合における、次の順番によるご遺族お一人。

1. 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（平成21年4月1日において遺族以外の方と婚姻したことにより姓が変わっている方又は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。）
4. 上記3. 以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
5. 上記1. から4. 以外の3親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。）

## 支給内容

額面24万円、6年償還の記名国債

## 請求窓口

お住まいの市区町村の援護担当課

◎詳しくはお住まいの都道府県・市区町村の援護担当課まで

＝厚生労働省＝